

水道料金の検討について

1 現状

木津川市の水道料金については、平成24年4月に料金統一を行い現在に至っています。平成26年度において第9期拡張事業が完了し、城山台地区など学研地区における給水人口の伸びが期待される所ですが、節水機器の普及、節水意識の高まり、少子高齢化といった背景があり、給水人口1人当たりの使用水量は減少傾向にあります。このため、より一層の効率的な経営と「安心・安全な生活と快適な暮らしを支える水道」を将来にわたって維持できるような料金体系が求められています。

2 基本料金

平成32年度における減価償却費や企業債償還金、検針費用等の固定費から基本料金の適正な水準を算出しました。

固定費とは、給水量の増減に関係することなく水道施設の維持や検針に必要な経費であるため、基本料金に含まれるべきものと考えられます。

①メーター取替費

水道メーターは計量法により検定有効期限が8年とされていますので、定期的に交換するための委託費用です。例として口径20mmの場合、税抜4,400円を96か月(8年分)で割って、1か月当たり45.83円となります。

② 検針委託料

1回当たり税抜83円とし、隔月検針を導入するため、1か月当たり41.5円となります。

③ 納付書、督促等郵送料

1回当たり税抜50円とし、隔月検針を導入するため、1か月当たり25円となります。

④ 徴収手数料

銀行口座振替手数料10円、コンビニ納付手数料60円、銀行窓口納付0円、クレジット収納100円の平均42.5円を隔月徴収として、1か月当たり21.25円となります。

⑤ 納付書等印刷代

1回当たり税抜20円とし、隔月検針を導入するため、1か月当たり10円となります。

⑥ 減価償却費及び公債費

平成27年度までに行った建設改良事業に対する平成32年度の水道事業有形資産等減価償却費374,893千円、水道事業の支払利息15,088千円、簡易水道事業の元利償還金49,153千円の合計から交付税措置分(簡易水道事業に対する国の財政支援)27,009千円を控除した額412,125千円を給水能力(水道メーターの最大流量)と平成32年度の見込契約件数に応じて按分します。

例えば口径20mmの場合、 $412,125 \text{千円} \times \text{按分率} 63.43\% \div \text{契約数} 15,300 \text{件} \div 12 \text{か月} = 1 \text{か月当たり} 1,424 \text{円}$ となります。

口径 mm	契約件数 27年度	契約件数 A 32年度見込	最大流量 B m ³ /時	件数×最大流量 A×B	按分率 %
13	7,962	7,900	2.5	19,750	20.47
20	14,425	15,300	4.0	61,200	63.43
25	352	380	6.3	2,394	2.48
30	7	7	9.5	67	0.07
40	323	340	16.0	5,440	5.64
50	91	96	40.0	3,840	3.98
75	24	27	63.0	1,701	1.76
100	8	9	100.0	900	0.93
150	2	3	400.0	1,200	1.24
計	23,194	24,062		96,492	100.00

上記①～⑤の経費を合計し、百円未満を四捨五入すると口径ごとの基本料金が算定できます。

	口径 mm	算定額 ①～⑤の計	現行基本 料金	現行大規模 集合住宅	府内10団 体の平均値	検討案 基本料金	検討案 大規 模集合住宅
家庭 向け	13	1,000	1,000		878	800	
	20	1,600	1,400	1,260	1,192	1,200	1,100
	25	2,400	1,900		1,835	1,700	
	30	3,600	2,600		2,688	2,400	
法人 向け	40	5,900	3,500		4,960	3,500	
	50	14,500	5,000		13,221	5,000	
	75	22,700	11,000		28,263	11,000	
	100	35,800	18,000		71,902	18,000	
	150	142,300	48,000		241,378	48,000	

現行基本料金を算定額と比較すると、口径13mmでは同額、口径20mmでは200円安となっておりますが、府内10団体の平均より200円程度高い水準にありますので、口径13～30mmの基本料金を200円引き下げできないか検討しました。(詳細は、資料3のとおりです。)

大規模集合住宅とは、受水槽を有し親メーター検針を行う200戸以上の大規模集合住宅(給水条例施行規程第25条)について、検針費用相当分を割引く制度で、口径20mmの基本料金1,200円から②～④の経費の合計約100円を割引き、1,100円を検討案としました。

3 従量料金

基本料金の算定に含めた固定費以外の平成32年度に要する費用を有収水量1㎡当りに換算して、従量料金を算定します。

水道事業の固定費以外(千円)

人件費	178,468
動力費	141,346
薬品費	5,117
受水費	464,011
修繕料	58,393
みなし減価償却分	341,889
その他	161,114

簡易水道の固定費以外

光熱費	6,150
修繕料	2,500
専用回線使用料	1,177
その他	543

支出合計

	1,360,708
--	-----------

水道事業の料金以外の収入(千円)

手数料	4,455
他会計負担金	1,790
受取利息	2,000
下水道負担金	70,552
雑収益	2,264
長期前受金等戻入額	341,889
その他	287

簡易水道事業の料金以外の収入

一般会計繰入金	60
その他	24

収入合計

	423,321
--	---------

支出－収入 ①	937,387
---------	---------

平成32年度の有収水量(㎡)

水道事業	7,608,830
簡易水道事業	141,312
合計 ②	7,750,142

従量料金の算定(円/㎡)

①/②×1,000	121
税抜	110

算定の結果、税抜で従量料金は、1m³当たり110円程度となりました。

算定した料金と現行料金を比較すると、次のようになりますが、現行料金体系では口径40mm以上の法人向けの従量料金を190円と高く設定し、口径30mm以下の家庭向け従量料金を10m³までは基本料金内で0円、11～30m³までは140円、31m³以上は170円とし、割安になるように設定しています。

また、口径40mm以上であっても現行料金体系は、基本料金を抑制し、使用水量の少ない小規模法人に配慮したものとなっています。

◆1か月に10m³使用した場合

	口径 mm	現行料金	算定による 基本料金	従量料金 110円/m ³	算定による 料金計	現行料金と の比較
家庭 向け	13	1,000	1,000	1,100	2,100	1,100
	20	1,400	1,600	1,100	2,700	1,300
	25	1,900	2,400	1,100	3,500	1,600
	30	2,600	3,600	1,100	4,700	2,100
法人 向け	40	5,400	5,900	1,100	7,000	1,600
	50	6,900	14,500	1,100	15,600	8,700
	75	12,900	22,700	1,100	23,800	10,900
	100	19,900	35,800	1,100	36,900	17,000
	150	49,900	142,300	1,100	143,400	93,500

◆1か月に20m³使用した場合

	口径 mm	現行料金	算定による 基本料金	従量料金 110円/m ³	算定による 料金計	現行料金と の比較
家庭 向け	13	2,400	1,000	2,200	3,200	800
	20	2,800	1,600	2,200	3,800	1,000
	25	3,300	2,400	2,200	4,600	1,300
	30	4,000	3,600	2,200	5,800	1,800
法人 向け	40	7,300	5,900	2,200	8,100	800
	50	8,800	14,500	2,200	16,700	7,900
	75	14,800	22,700	2,200	24,900	10,100
	100	21,800	35,800	2,200	38,000	16,200
	150	51,800	142,300	2,200	144,500	92,700

◆1か月に30m³使用した場合

	口径 mm	現行料金	算定による 基本料金	従量料金 110円/m ³	算定による 料金計	現行料金と の比較
家庭 向け	13	3,800	1,000	3,300	4,300	500
	20	4,200	1,600	3,300	4,900	700
	25	4,700	2,400	3,300	5,700	1,000
	30	5,400	3,600	3,300	6,900	1,500
法人 向け	40	9,200	5,900	3,300	9,200	0
	50	10,700	14,500	3,300	17,800	7,100
	75	16,700	22,700	3,300	26,000	9,300
	100	23,700	35,800	3,300	39,100	15,400
	150	53,700	142,300	3,300	145,600	91,900

◆1か月に40m³使用した場合

	口径 mm	現行料金	算定による 基本料金	従量料金 110円/m ³	算定による 料金計	現行料金と の比較
家庭 向け	13	5,500	1,000	4,400	5,400	-100
	20	5,900	1,600	4,400	6,000	100
	25	6,400	2,400	4,400	6,800	400
	30	7,100	3,600	4,400	8,000	900
法人 向け	40	11,100	5,900	4,400	10,300	-800
	50	12,600	14,500	4,400	18,900	6,300
	75	18,600	22,700	4,400	27,100	8,500
	100	25,600	35,800	4,400	40,200	14,600
	150	55,600	142,300	4,400	146,700	91,100

したがって、従量料金については、市民生活への影響を考慮し、現行どおり口径30mm以下の場合、10m³以下で0円、11～30m³で140円、31m³以上で170円、口径40mm以上の場合、使用水量に関係なく190円を維持することが望ましいと考えられます。

4 基本料金を引き下げた場合などの試算

上記のように、従量料金については、現行体系を維持しながら、口径30mm以下の基本料金の引き下げなどについて試算を行いました。

案Aは基本料金及び従量料金とも現行どおりで改正しない場合、案Bは口径30mm以下の基本料金を200円引き下げ基本水量を廃止した場合、C案は口径30mm以下の基本料金を維持し基本水量を廃止した場合です。

試算結果の詳細については、資料3のとおりですが、案Bの基本料金の引き下げについては給水収益が減少すること、及び今後ニュータウンでも少子高齢化が進むと考えられますので、経営基盤の不安定化に繋がるものと懸念されます。

一方、案Cの基本料金を維持し、基本水量を廃止した場合は、給水収益が増加しますが、10m³使用した場合でも、数十円の値上げとなるため、高齢者世帯など使用水量の少ない世帯で負担感が増加します。

水道料金(基本料金)の検討

(円単位、税抜)

1 メーター交換及び検針等に係る費用負担

口径mm	13	20	25	30	40	50	75	100	150	備考
メーター取替費	3,600	4,400	5,700	7,000	9,600	12,900	18,900	20,700	25,900	水道メーターは計量法により、8年毎に交換が必要
1か月分	37.50	45.83	59.38	72.92	100.00	134.38	196.88	215.63	269.79	① 8年分(96か月分)
検針委託料	41.5	41.5	41.5	41.5	41.5	41.5	41.5	41.5	41.5	1回83円 隔月検針41.5円
納付書、督促等郵送料	25	25	25	25	25	25	25	25	25	1回50円 隔月検針25円
徴収手数料	21.25	21.25	21.25	21.25	21.25	21.25	21.25	21.25	21.25	口座振替10円+コンビニ60円+窓口納付0円+クレジット100円 平均42.5 隔月21.25
納付書等印刷代	10	10	10	10	10	10	10	10	10	1回20円 隔月検針10円
小計	97.75	97.75	97.75	97.75	97.75	97.75	97.75	97.75	97.75	② 検針・徴収費用
税抜合計	135	144	157	171	198	232	295	313	368	①+②

2 給水能力に応じた費用負担

(円単位、税抜)

口径mm	13	20	25	30	40	50	75	100	150	計	備考
件数	7,900	15,300	380	7	340	96	27	9	3	24,062	A 平成28年度見込
最大流量 m ³ /時	2.5	4.0	6.3	9.5	16.0	40.0	63.0	100.0	400.0		B JIS基準に準拠
件数×最大流量	19,750	61,200	2,394	67	5,440	3,840	1,701	900	1,200	96,492	A×B
按分率 %	20.47	63.43	2.48	0.07	5.64	3.98	1.76	0.93	1.24	100.00	C
固定経費 千円	84,362	261,410	10,221	288	23,244	16,403	7,253	3,833	5,110	412,125	平成32年度有形固定資産等減価償却費374,893千円+支払利息15,088千円+簡易水道元利償還金49,133千円-交付税措置分27,009千円 Cで按分
1件当たり固定費 円	10,679	17,086	26,897	41,143	68,365	170,865	268,630	425,889	1,703,333		固定経費÷A 12か月分
1か月の固定費 円	890	1,424	2,241	3,429	5,697	14,239	22,386	35,491	141,944		③ 1か月分
総合計 円	1,025	1,568	2,398	3,600	5,895	14,471	22,681	35,804	142,312		①+②+③
算出額 円	1,000	1,600	2,400	3,600	5,900	14,500	22,700	35,800	142,300		百円未満四捨五入

3 近隣市町の基本料金

口径mm	13	20	25	30	40	50	75	100	150
城陽市 基本水量なし	725	870	970	/	6,840	15,240	41,890	81,455	226,015
向日市 "	900	1,330	2,400	/	8,600	21,000	42,000	62,000	/
長岡京市 "	1,010	1,120	2,400	4,300	11,000	50,000	115,000	250,000	500,000
京田辺市 "	553	1,066	1,780	3,238	3,278	3,966	4,128	64,761	105,238
宇治原町 "	770	1,740	2,050	2,300	3,450	4,450	5,100	7,100	/
京都市 基本水量5・10㎡	920	920	1,900	/	2,780	18,300	35,910	71,600	134,260
福知山市 基本水量5㎡	930	930	1,500	/	4,000	6,200	13,900	/	/
亀岡市 基本水量10㎡	900	900	2,000	/	4,900	7,300	18,300	31,200	/
南丹市 基本水量10㎡	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	/	/
精華町 基本水量10㎡	770	1,740	2,050	2,300	3,450	4,450	5,100	7,100	/
府内10団体の平均	878	1,192	1,835	2,688	4,960	13,221	28,263	71,902	241,378

4 比較

口径mm	13	20	25	30	40	50	75	100	150
算出額	1,000	1,600	2,400	3,600	5,900	14,500	22,700	35,800	142,300
現行 戸建住宅・法人	1,000	1,400	1,900	2,600	3,500	5,000	11,000	18,000	48,000
現行 大規模集合住宅	/	1,260	/	/	/	/	/	/	/
検討案 1か月分	800	1,200	1,700	2,400	3,500	5,000	11,000	18,000	48,000
引き下げ額	200	200	200	200	/	/	/	/	/

(円単位、税抜)

検討案 大規模集合住宅	/	1,100	/	/	/	/	/	/	/
引き下げ額	/	160	/	/	/	/	/	/	/

※大規模集合住宅の検討案は、戸建住宅の基本料金1,200円から検針及び徴収費用100円を控除

200戸未満の集合住宅については、親メーター検針で、所有者が各戸メーターを設置していれば、集合住宅全体の水量を戸数割し、戸建住宅の料金算定を適用する割り引き制度(給水条例施行規程第26条)があり、約1,951戸に適用している。

【基本料金の考察】

- 平成32年度における減価償却費及び検針に要する経費等から、基本料金の元となる金額を算出したところ、現行基本料金は算出額より数百円、低い水準にある。
- 京都市内10団体の基本料金は、木津川市より200円程度低い水準にある。
- 大規模集合住宅については、検針費用等が削減できるため、戸建住宅より低くなっている。
- 口径40～150mm(法人向け)については、近隣市町より基本料金が低くなっており、中小企業向けの水道料金を割り引く効果がある。

【基本料金を引き下げる場合】

- 特に契約数の多い口径13～25mm(家庭向け)料金で、近隣市町の平均的な額より、基本料金が低い。このため、基本料金の引き下げ額は、算出額の70%程度を目安とし、口径13～30mm(家庭向け)で一律に200円引き下げる。
- 大規模集合住宅については、戸建住宅の基本料金から、検針及び徴収費用99.8円を100円を控除する。
- 現行の基本水量10㎡を廃止し、基本料金を引き下げることにより、1か月の使用水量が数㎡の契約者の負担感を和らげる。

【大規模集合住宅とは】

- 受水槽を有し親メーター検針を行う200戸以上の大規模集合住宅(給水条例施行規程第25条)については、親メーターについて検針を行い水道料金は、集合住宅の管理会社等に一括請求している。
- 高の原UR賃貸、高の原アーバン、ローレル木津川台、アルス木津南、計2,820戸に適用している。